特定非営利活動法人ミリカ定款

1. 総則

（名称）

1. この法人は、特定非営利活動法人ミリカという。

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。
2. 目的及び事業

（目的）

1. この法人は、障害者やその家族に対して、生活支援や地域社会への参加に関する事業を行い、

地域で生き生きと安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

1. この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
2. 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
3. 社会教育の推進を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

1. この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
2. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
3. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
4. 障害者小規模作業所の運営事業
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
6. 会員

（種別）

1. この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）上の社員とする。

1. 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
2. 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

ものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

1. 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。
2. 退会届の提出をしたとき。
3. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 継続して１年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。

（退会）

1. 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが

できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款等に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

1. 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。
2. 役員及び職員

（種別及び定数）

1. この法人に次の役員を置く。
2. 理事　3人以上10人以内
3. 監事　1人又は2人

2　理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

1. 理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長、及び副理事長は理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超え

て含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて

含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代

行する。

4　理事長は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行す

る。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

1. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
2. 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事

会の招集を請求すること。

（任期等）

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の

役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が

選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残

存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければな

らない。

（欠員補充）

1. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充

しなければならない。

（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが

できる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

1. この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

1. 総会

（種別）

1. この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

1. 総会は、以下の事項について議決する。
2. 定款の変更
3. 解散
4. 合併
5. 事業計画及び活動予算
6. 事業報告及び活動決算
7. 役員の選任又は解任、役員の報酬
8. 入会金及び会費の額
9. 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）
10. その他運営に関する重要事項

（開催）

1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により

召集の請求があったとき。

1. 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内

に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法を

もって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

1. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

1. 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項に

ついて議決を行うことが出来る。

その事項について議決を行うことができる。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面

若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項2号及び第52条の適

用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができな

い。

（議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 日時および場所
3. 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合に

あっては、その数を付記すること。）

1. 審議事項
2. 議事の経過の概要及び議決の結果
3. 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・

押印しなければならない。

1. 理事会

（構成）

1. 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

1. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
2. 総会に付議すべき事項
3. 総会の議決した事項の執行に関する事項
4. 事業計画及び活動予算の変更
5. 役員の職務
6. 事務局の組織及び運営
7. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

1. 理事長は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
2. 理事長が必要と認めたとき。
3. 理事総数の3分の1以上から会議のもくてきである事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
4. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事

会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法

をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

1. 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

（定足数）

1. 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項につ

いて議決を行うことができる。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

（表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面

若しくは電磁的方法をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出

席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 日時および場所
3. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を

付記すること。）

1. 審議事項
2. 議事の経過の概要及び議決の結果
3. 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・

押印しなければならない。

1. 資産及び会計

（資産の構成）

1. この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
2. 設立当初の財産目録に記載された資産
3. 入会金及び会費
4. 寄付金品
5. 財産から生じる収益
6. 事業に伴う収益
7. その他の収益

（資産の区分）

1. この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

1. この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

1. この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

1. この法人の会計は特定非営利活動法人に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

1. この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ならない。

（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理

事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ執行することができる。

2　前項の執行は、新たに成立した予算の執行とみなす。

（予備軍の設定及び使用）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備を設けることができる。

2　予備軍を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

1. 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は

更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎

事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

1. この法人の事業年度は、毎月4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

1. 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

1. この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を

経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 目的
2. 名称
3. その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
5. 社員の資格の得喪に関する事項
6. 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
7. 会議に関する事項
8. その他事業を行う場合における、その種類その他当該その他事業に関する事項
9. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る者に限る）
10. 定款の変更に関する事項

（解散）

1. この法人は、次に掲げる自由により解散する。
2. 総会の決議
3. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
4. 正会員の欠亡
5. 合併
6. 破産手続開始の決定
7. 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なけ

ればならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

1. この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財

産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選任した法人に譲渡するものとする。

（合併）

1. この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 公告の方法

（公告の方法）

1. この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
2. 雑則

（細則）

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　奥村新一郎

理事　　　宇治恭子

同　　　　藤井數雄

同　　　　今井裕二

同　　　　大槻智彦

同　　　　伊藤文子

同　　　　稲田さつき

同　　　　中嶋美貴

監事　　　白石充夫

同　　　　織田裕美

1. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通

常総会開催日までとする。

1. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定める

ところによるものとする。

1. この日人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金　正会員　　　　　 個人　　　　　0円

　　　　　　　　　　　　　　 団体 0円

　　　　　　 賛助会員　　 　 個人 0円

　　　　　　　　　　　　　 　団体 0円

（2）年会費　正会員　　　 　　個人　　　3,000円

　　　　　　　　　　　 　　　 団体　　　3,000円

 賛助会員 　一口　個人　　　1,000円

　　　　　　　　　　　　　　　団体　　　1,000円